

## 陳 情 文 書 表

平 3 0 陳 情 第 6 号	平成 3 0 年 5 月 2 8 日 受 理
件 名	安心して住み続けられるUR賃貸住宅について意見書提出を求める陳情
陳 情 者	秦野市下大槻 4 1 0 - 3 下大槻団地自治会 会長 森重 勇
陳 情 の 要 旨	
<p>私たちUR賃貸住宅居住者は、高齢化と収入低下の中で家賃負担の重さに悩み、居住に対しても不安を抱えています。</p> <p>昨年9月に神奈川県内の団地で実施した「第11回団地の生活と住まい」アンケート調査は約1万人が回答した貴重な実態調査ですが、65歳以上の高齢者は70.5%で、世帯主の65歳以上は3年前の前回より5.6ポイント増の68.7%と7割近くおり、年金のみで生計を立てている世帯も4.6ポイント増の46.6%となっています。</p> <p>居住者の所得が100万円未満の世帯は5.4%、100万円～150万円未満の世帯は9.4%、150～200万円未満の世帯は13.6%、200万円～242万円未満の世帯は14.7%となり、第一分位世帯全体では43.1%と4割超となっています。さらに242万円～353万円未満世帯の第二分位世帯は22.6%で第一分位と第二分位を合わせると65.7%と全体の2/3になります。</p> <p>これらの状況から、今後生活する上で実施してほしい政策は「高齢者・子育て世帯に家賃減額措置」が53.0%で半分の世帯が家賃減額を希望しています。次に「家賃を据え置いてほしい」は47.2%、そして「収入に見合った家賃を」は29.3%、「家賃が高いので引き下げてほしい」は27.5%となっており、家賃について何らかの措置をしていただき、今の住まいに「安心して住み続けたい」と考えている世帯は73.7%と全体の3/4になっています。</p> <p>都市再生機構は市場家賃を基準としながらも、独立行政法人都市再生機構法上、その公共的使命から同法第25条第4項に、家賃の支払いが困難である者には家賃を減免することができると規定しています。UR賃貸住宅居住者の多くが公営住宅収入階層に準ずる低所得世帯であることを政府や都市再生機構も認めながら、この条項は空文化され、実施されていません。この条項の適用を強く求めます。</p>	

都市再生機構は閣議決定を受けて、団地の統廃合、住宅の削減を目指して、2018年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めています。私たち居住者は団地コミュニティーを培い、多くが末永く住み続けたいと願っています。

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨をご理解の上、次の事項について内閣総理大臣、国土交通大臣及び都市再生機構理事長に対して意見書を提出していただきたく陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 公営住宅収入階層に準ずる低所得世帯に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項に基づき、「家賃の減免」を適用すること。
- 2 団地別整備方針書の更新に当たっては、地方自治体や居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。